

第493回

広島海区漁業調整委員会議事録

(委員会開催日 令和6年3月15日)

第493回広島海区漁業調整委員会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和6年3月15日（金）12時56分～15時06分

場 所 広島海区漁業調整委員会委員室（広島市中区基町10-52）

2 招集年月日及び招集者

招集年月日 令和6年3月5日（火）

招 集 者 会長 北 田 國 一

3 出席者

委員（14人） 北田國一、川岡勝義、高橋勝盛、濱松照行、箱崎照男、樋口元武、
下前清弘、林建志、山田正通、海野徹也、川下求、野田秀明、谷川正芳、
松下博紀

県（6人）	農林水産局水産課	課 長	木村 淳
	〃	主 査	木村 剛司
	〃	主 査	後藤 敬太
	西部農林水産事務所水産課	課 長	山根 康幸
	西部農林水産事務所水産第二課	主 査	三浦 健太郎
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局（2人） 福地次長、中林主査

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第71号議案 くろまぐろの知事管理漁獲可能量について

第72号議案 漁業の許認可方針の改正並びに申請期間等の公示について

(2) 報告事項

令和6年度の各連合海区漁業調整委員会の入漁協定等について

漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（令和4年分）について

(3) その他

6 議事の経過

12時56分、事務局の福地次長から第493回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し、委員定数15名に対し14名が出席しており、本委員会が成立していることを報告した。

その後、北田会長からご挨拶をいただき、議事録署名者に松下委員と林委員を指名し、議事に入った。

(1) 付議事項

【第71号議案 くろまぐろの知事管理漁獲可能量について】

議長 はじめに、第71号議案「くろまぐろの知事管理漁獲可能量について」を、上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第71号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

後藤主査 （資料1により、くろまぐろの知事管理漁獲可能量について説明した。）

議長 ただいま県から説明がありました。委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願いします。

議長 なければ、採決に移ります。

全委員 はい。

議長 では、第71号議案「くろまぐろの知事管理漁獲可能量について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第71号議案は、原案のとおり承認します。

【第72号議案 漁業の許認可方針の改正並びに申請期間等の公示について】

議長 次に第72号議案「漁業の許認可方針の改正並びに申請期間等の公示について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第72号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

木村主査 （資料2により、漁業の許認可方針の改正並びに申請期間等の公示について説明した。）

議長 ただいまの説明について、委員の皆さまのご意見・ご質問をお願いします。

海野委員 関係者の合意によって定数を増加できる等とありますが、この根拠はあるのでし

ようか。

木村主査 (1)については法改正以前から、漁獲圧力が高く、漁業者間の調整が必要なため許可を増やさないと整理してきており、その取扱いを継続していくものになります。(2)については、狭い区域でいか玉を置いて産卵に来るイカを漁獲する等、狭い範囲で小規模に操業されている漁業なので、現在操業されている方が増やしても良いという調整が取れていれば増やすことが出来る取扱いを以前からしていたためその取扱いを継続しています。(3)については、まきえ釣りが該当しますが、従前から許可の定数を定めておらず、申請があれば許可するという取扱いにしていたのですが、法改正により定数を定める必要があり、その整理の際に、定数を固定する漁業ではなく、要望があれば増やせる扱いとしている。(4)は非常に漁獲圧力が高く、以前は国の告示で定数が定めてられていたものを県で定めることになり、該当する漁業の定数は増やさないとしております。以前は漁業法に基づく定数でした。

議長 よろしいでしょうか。

海野委員 はい。

松下委員 先ほどの話とも関連するのですが、そもそもこの定数の設定の趣旨というのは、漁業についての不合理な競合を避けるためですね。

木村主査 はい。

松下委員 (2)の関係者の合意の関係者というのは、具体的には先ほどおっしゃられた現に今操業されている方という意味で置き換えられるのでしょうか。

木村主査 基本的にはその理解で良いですが、それに加えて指導にあたってもらっている漁業協同組合も関係者に含まれます。漁協が指導していくうえで認められる範囲なのかと、現に許可を受けて操業されている方々が納得いただいているのかというところが調整の範囲になると思います。

松下委員 そうすると関係者というのは、現に免許を持って操業されている方と漁協ということでしょうか。

木村主査 はい。

松下委員 もっと広く捉える余地はあるのでしょうか。無いのでしょうか。例えば、具体的にその場面で操業したいという期待を持っている方は関係者には当たらないという理解ですね。

木村主査 現に今回いか玉で増やしたいという要望があったので今回出てきたわけですが、仮にやれないという結論になったとしても、その方自体が不利益を受ける訳ではございませんので、ここでの関係者には該当しないと思われま。

松下委員 やりたいと期待をもたれている方が(2)の関係者ではないということですね。関係者に含まれないとなると、その合意形成過程について協議に参加することがで

きないという理解になると思うのですが、それがどうして不利益にならないのか私には分かりません。期待を持っていない方、操業について関心が無い方については、関係者の合意において関係者に当たらなくても不利益でも何でもないと思いますが、現に操業している方と漁協の方以外で期待を持たれている方については、文言だけを見ると合意形成過程において関係ないと言われ、除外される可能性があります。

木村主査 やりたいという方から意見を聞くのは大事なことだと思いますが、そもそも許可が無いと出来ない漁法ですので、新たに操業したいという方が厳密な意見調整の関係者かという少し外れるとは思いますが、やりたいという声が無いと、そもそも検討することもないので、広い意味では関係者に該当しますが、利害関係人かという少し違うと思います。

松下委員 つまり関係者には当たらないということですね。

木村主査 はい。

松下委員 現に操業していない許可だけを持っている方はこの関係者に該当するのでしょうか。関係者が具体的にどういう人か分からないと、ここで合意があったとしても誰と誰が合意するのか、私は疑問に思っています。それが明確に定義されることでもないということですね。

山田委員 この定数増加の話なのですが、以前、許認可方針を定める際に似たような質問をしました。以前の担当と今の担当は異なりますが、その際には地域の水産振興協議会等の範囲の中で合意を取ることが必要なのではないか、というのが当時の説明だったと思います。関係者の合意の関係者の定義、どこまで含めるのかというのは、その時の判断が適切だったかというのがありますが、一般的に水産関係者で外務的に考えられるのは水産振興協議会やそこに属する組合長や関係漁業者が理解を示せばそれは合意にあたるのではないかと、というのが当時の県庁職員からの答弁だったと思います。おそらく現在も許認可方針を変更する際には、要望書に基づいて変更するかしないか考えますが、その際は必ず地域振興協議会の範囲内で関係部分が整理されて同意されていれば、合意が得られていると県は判断されてきたと思いますし、私たちも従来からそういうやり方でやっているのもそれが妥当だと思います。

木村主査 確かに山田委員がおっしゃられるように、広域で操業されるようなものについては振興協議会や燧灘漁業秩序確立対策協議会等で関係組合長に諮った上で関係者の合意が得られているという取扱いをこれまでしてきましたし、これからもそうであると思います。(2)の取扱いになると局所的な漁場における許可のため、関係の漁協のかき筏での刺し網であるとか、ほんの一部でのいか玉の操業で限られた漁場しかできない非常に局所的な場所に限定した漁業の許可ですので、さらに広い水産振興協議会等で合意形成を貰えればさらに良いのかもしれませんが、最低限関係している漁協並びに現に操業されている方の合意が得られていれば、この部分につ

いては調整が図られているという扱いにしていると認識しております。

山田委員　今いか玉を例にしておっしゃられましたが、漁協ごとに許可される区域は決まっていると思います。その中で許可すべき人も基本的には決まっていると思います。その枠の中でどれだけいか玉を入れるかによって範囲が限られてくると思うので、その中で操業できる統数も決まってくると思います。その範囲内と言うことはありますが、それは漁協が整理すべき話なのではないでしょうか。

木村主査　あくまで漁協に調整のお手伝いを頼むのですが、許可を出すのは県で定数を決めるのも県ですので最終的な判断をするのは県になります。その中で、現場調整が整っているのかという部分で、漁協にお力添えをいただいてその部分の把握をしているという扱いになっています。

山田委員　漁協だけの話ではないのではないかと思います。確かに、いか玉の整理としては、限定期間で操業が許可されていますが、その海域を利用するというのは漁協だけの責任で整理できる話ではないのではないのでしょうか。

松下委員　私も感覚的に違和感があるのは、定数の設定と言うところの主旨目的に競合が生じやすくなるということがあります。競合を回避するための目的で、制限があるという風に読めます。その競合が積極的にあるいは政策的に何かを目的とするというよりは、それぞれの権利が接触、制限され、不当にぶつかったりして損害を与える、与えないということがないようにする目的と私は理解しました。比喩的に言えば、警察的な目的のために制限をするものが、そもそも関係者の合意で制限するしないを決めることが、自己矛盾しているように感じます。競争が競合しているということのを避けるために定数を設定するということなので、お互いの権利がぶつかり合って不当に傷ついたり傷つかなかつたりするようなことがないようにしましょうということなのですが、警察的な役割のものを関係者の合意だけで、はたまたそれに関係するであろう方たちを全く関係なくして、実際の目的対象が狭い範囲だという実情はあるにしても、理屈的に背理的というか自己矛盾を抱えているような気がします。

山田委員　(2)でいう定数というのは、その操業場所の中での定数ということでしょうか。それとも例えば呉芸南水産振興協議会の中での定数ということなのでしょうか。

木村主査　その漁場ごとの定数です。

山田委員　漁場ごとの定数で、漁場の操業区域は決まっていますよね。

木村主査　はい。

山田委員　その中で定数の数字が大きくなれば周辺海域に対する影響も大きくなると思うので、私はその漁場の中だけの話ではないように思います。いか玉の設置自体は漁協員ごとにその区域しかできないのかもしれませんが、資源的に考えれば周辺海域も影響する話ではないかと思います。先ほど、水産振興協議会レベルでという話をしました

が、水産振興協議会は漁業調整のために設置された協議会なので、それに預ける方が適当ではないかと私は思います。一定海域の中での漁協毎の操業区域が設置されるということは、区域ごとの定数もそうだと思いますが、大きな目で見れば水産振興協議会の範囲内の一定の理解が得られたため設定されているという背景があると思います。皆さんの意見がどうかは分かりませんが。

議長 何年か前に呉芸南の水産振興協議会で、漁業権内での（操業者の）数を調整してくれという話があったと思います。

山田委員 昔ありました。県浜の沖の方の話だったと思います。

木村主査 具体的な事例を見ながらご協議いただければと思うのですが、資料の47ページをご覧ください。こちらにかご漁業の中のいか玉漁業で今回要望があったところの定数を公示対象としております。具体的には操業区域2、6、12、13で1件、1件、2件、1件と公示を行う予定です。それぞれ漁業を営む者の資格として、操業区域2であればば漁協と大野町漁協の組合員、操業区域6については倉橋西部の組合員とあるように、記載のある漁協の組合員であることが許可を受ける上での資格ということになっています。具体の区域がどこなのかというのが、48ページから49ページにそれぞれ区域ごとに記載されています。限られた区域で限られた漁協の組合員が許可を受けることが出来るようになっていきます。この定数の増減要望が出た場合は、47ページに記載のある関係組合の中で合意が取れて実際に操業されている方が了承されればという前提で、今まで整理してきているところですが、そうではなくて、関係漁協は限られているとはいえ、水産振興協議会なり広い範囲で協議した上でないと定数を増やすべきではないということであれば、取り扱いを今後そういう風に見直していかないといけないと思いますが、漁業者委員の方々はどのようにお考えかご意見をいただければと思います。

山田委員 一つ質問させてください。かき筏漁場の刺し網漁業の許可は、かき筏漁場の漁業権が免許されている漁業協同組合の組合員でないとできないんですね。

木村主査 はい。

山田委員 他の組合からは、入漁関係があっても出来ないのでしょうか。漁協に免許された区域だという前提で、そういう風になっていると思うのですが、そこで何統出来るかというのは県の定数として縛ってあると思いますが、それとは違うのではないかと思います。漁協の中で合意形成が得られれば、それが優先されて、定数を変更できるというものではないと思います。変な言い方になりますが、いか玉の共同漁業権のようなものを設定するのであれば話は違うと思うのですが、漁業権が設定されていない中で操業区域が決められているというのは、一般海面の中で操業区域が決められているということなので、他の方もできうる話で、何々漁協の地先だから何々漁協がその区域の中での整理が出来るという話ではないと思います。色々なご意見

はあると思いますが。

樋口委員 組合が決まっています、その組合の人が良いと言えば良いと思うのですが、だめなんでしょうか。やっている人がだめと言えばだめだと思いますが。

濱松委員 これはおそらく、今操業されている方の漁場の広さや場所が違うのではないのでしょうか。私たちのたこ壺と一緒に、片方は100個壺がついているものを10海に沈めていて、隣の漁場の人は8つしか沈められない。そんな中でいか玉でも広いところと狭いところがあるため、横取りする訳ではないが、広いところにもう1隻でも入れるように許可を下してくれというのではないのでしょうか。

木村主査 基本的にはそうです。

濱松委員 どうしても量が多い方が漁をよくする。腕が良いのではなくて、かごが多いのでよく獲れているのだと思っています。そこは増やす、増やさないではなく、漁協で調整してもらわないといけません。たこ壺を例に出したが、これは昔から納得の上でやっているの、あなたは多くやっているから半分欲しいといえば嫌がられると思います。

木村主査 今回のケースでは、そこが人は増やしても良いよと漁協と実際に操業されている方で合意が取れて調整がついたため、増やしたいという協議です。

濱松委員 漁協で調整がついた地区で、やり手が他地区からくるわけでは無いのであればそれで良いのではないのでしょうか。

議長 地元だけでやるのであれば。

山田委員 いか玉は以前から定数漁業だったのでしょか。

木村主査 はい。数は決めてありました。

山田委員 漁業法改正の定数漁業になる前から定数漁業だったのでしょか。それは県が決めていたのですか。漁協が決めていた訳ではないですね。

木村主査 ないです。

樋口委員 やっている人がだめと言えばだめだし、良いと言えば良いと思うのですが。

濱松委員 先ほど壺の数のことを言いましたが、場所の狭い者は1つの縄で平均10メートルに1個付けている。壺を沢山やりたい人間は、8メートルに1個付けている。それは本人の技量でやっていることなので、それにとやかく言う人はいないと思います。

樋口委員 今要望が出ている組合では、実際に操業されている方の了解が得られているのでしょうか。

木村主査 そうです。漁協の方から聞いています。

樋口委員 漁協で操業されている方が良いと言っているなら良いと思います。

濱松委員 漁協で調整させれば良いと思います。

樋口委員 組合で調整させれば、広範囲での許可とも違いますし。操業されている方がだめというなら諦めるしかないが、やりたいという人を何とかしてあげるのも必要。

箱崎委員 やりたい人が県に何か言って、このような文言になっているのでしょうか。

木村主査 基本的には漁協に対して要望がありますかと聞いて、漁協の方で新しくやりたい人がいるので許可の数を増やすことが出来ないかと。

箱崎委員 それは漁協の中で決めて同意を出せば良いと思う。

議長 10人しかできないところを30人と言っても出来ないので、そこは漁協が整理しないといけません。

箱崎委員 漁場の中で今操業している人が許可を出したら困ると言えば、難しいと本人に言えば良いと思う。新しくやりたい人がいると県に伝わって、このような文言になっているのではないのでしょうか。

山田委員 共同漁業権の中にいか玉の操業区域が入っているのでしょうか。

木村主査 大部分はそうだと思いますが、少し広い区域になっている漁場もあったと思います。

濱松委員 沖でやっている人はいなかったと思います。

議長 基本は山の根でしょう。沖でやっていると底びきに持っていかれると思います。

山田委員 そこらあたりの調整は漁協で既に行っているでしょうね。

松下委員 本質的に海とは公物であると思います。個人がそれを所有して処分して改変したりすることが出来ないものです。それを今の話の流れで、利害を直接持っている関係者の合意だけで数を増やしたり減らしたりすることは、私の意見ですが、根本的に疑問があります。現状どうであるかと理念的にどうであるかは別です。現状うまくいっているからと言って、一般の規制等々については、ひいては国民の信頼を得なければ成り立たないものですから、それを押し切ってしまうと長い目で見て漁業に対する批判を招いてしまうのではないかと思います。あくまで私の意見なので、色々な意見を聞きたいとは思っています。

山田委員 私も今のご意見に近いです。元々は区域設定や統数も含めて皆さんで話し合っただけで決められていると思います。たとえば振興協議会の中なら振興協議会の中で、漁協がその区域を付与されてその中で組合員が許可を受けるという形になっているだけの話で、そもそものセッティングの話をする、今先生がおっしゃられた話が一番妥当ではないかと思います。区域外は関係ないんだ、という話ではないと思う。

樋口委員 県でこうなりましたというのを協議会に報告すれば良いのではないのでしょうか。地元で了解が得られれば、協議会も了解すると思うのですが。関係組合に知っておいて貰えれば良いのでは。

木村主査 現在の運用については、ご説明したとおりやってきたところですが、委員の皆様からの意見を踏まえまして、現状うまくいっているからそれで良いという訳ではなく、理念なりの整理を踏まえた上で整理することは今後の宿題とさせていただきたいと思います。県が公示を行うタイミングを半年に1回設けているのですが、それ

に伴い調査をして整理が完了したら公示を行うとしているのですが、その整理が整った段階で、各振興協議会にかけるということになると、許可するまで半年から1年程度時間がかかってしまうこととなりますので、そこについては、お時間をいただいて、検討させていただければと思います。

議長 まだご意見はありますか。

松下委員 一点だけ良いでしょうか。要するに周知性に言い換えられると思います。機会を与えられているというのが重要であると私は思っています。機会を与えられないで、公物たるものを独断で関係者だけの合意で決定するというのはかなり違和感を感じるということです。

議長 よろしいでしょうか。なければ、採決に移りたいのですが。

海野委員 1番と4番の方針がありますが、従来どおりという言葉があり、4番の従来というのがどのくらいを指すのか分かりませんが、1番を見ても令和2年で少し昔の数字で変わっていません。1番と4番は実質変わらないということでしょうか。4番は元々国が何かで定められているのでしょうか。

木村主査 そうです。4番は国が定めていました。

海野委員 例えば今の6ページの表で、いわし船びきで瀬戸内海であれば定数が42で方針が(4)となっており、中段の方は定数が10で方針が(1)となっているのは何故でしょうか。

木村主査 この違いは漁船のトン数が5トンを超えるかどうかで許可の取扱いが違っております。瀬戸内海が頭につくものは、5トン以上で国が定数管理をしていました。

海野委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 よろしいですか。他には、採決に移ってもよろしいでしょうか。

川下委員 今回の議論の中で、関係者というところの整理がされていないと思うのですが、その辺が整理されないと結論を求められるのは困ると思うのですが。

箱崎委員 関係者は組合と現在操業している人。

木村主査 そういう前提で今まで整理してきたところですが、それはちょっとどうなのかという意見をいただいているので、その整理については時間をかけてしたいと思っています。本日その部分がないとご審議いただけないということでありまして、許可が出せないという事態になりますので、こちらの都合で申し訳ないのですが、今回は従前の整理を生かして格好で整理させていただいて、次回以降整理させていただいて、またご審議していただくということでご了解いただければと思います。

箱崎委員 広い所ならこんな問題は出ないのですが、内海で地先という狭い範囲のため、増やす、増やさないの問題が出るのだと思います。組合も板挟みになってしまう。

樋口委員 組合は板挟みにはならないと思います。現在操業している人と組合が話をするんですよね。

木村主査　　そうです。操業されている方と組合で話をした上で、です。

樋口委員　　それで了解が出たから許可されるので、操業している人がだめと言ったらだめと
いうこと。

箱崎委員　　それで今まで上手くいっています。

濱松委員　　今までは許可を持っている人が、漁が無いと休漁して、残った既存の業者が獲り
だすと、許可証を持っている人が許可を持っているからと言って入っていくと浜が
揉めてしまう。許可証を持っているが休んでいるだけと権利を主張するとよくない。
それに近い話だと思う。イカが多くていか玉をしているところに入りたいのだと思
いますが、そのあたりは組合に任せればよいと思う。漁師の立場からすると、既存
の業者を生かしてあげないといけない。

松下委員　　よろしいでしょうか。結局、今の話で、議事で議決を取ることと、これに
ついて留保をしたいという委員がいるということで、そういうレベルの話をすれば、
進めたいという県の意見は分かりましたが、色々な意見があるので留保したいとい
う方がいて留保を留めるということだけで進めるということだけではだめなのでし
ょうか。議事の進行のあり方について伺っています。全員一致じゃないとだめとい
う訳ではないのでしょうか。

山田委員　　これはあくまでも定数というものの考え方ですから、定数の中身を仕分けしたら
この4つに分かれますということなので、(2)の部分は従前はこういう風になっ
ていたのでしょうか。

木村主査　　文言は一緒です。

山田委員　　一緒なんですか。それはいか玉漁業の定数を指していたのでしょうか。

木村主査　　(2)の文言も表の分類も一切変えておりません。これまでの整理と同様です。

山田委員　　以前は水産振興協議会等という言い方をしたような気がするのですが。

福地次長　　松下委員のお話について手を挙げさせていただいたのですが、採決ですので、ど
なたかが反対されても最終的には多数決という形になります。全員一致を強要する
ものではありません。

松下委員　　議論のあり方として私はそれが正当だと思うのですが、議決がどうということ
ではなく、それぞれの意見があって初めてその正当性を維持するということですから、
矛盾しないと思います。

福地次長　　はい。ですので、留保される方がいても全然問題はありません。それと、先ほど
から話が出ております関係者の範囲についてです。私も調整経験が長い訳ではあり
ませんが、いくつか携わっている事案の中で、海域1と海域2の間であるとか、海
域3に近い海域2で操業される方々が何か変更を望まれたときに、どこまでが関係
の範囲になるのかというのは、必ずしも振興協議会の範囲だけでもないと思ってお
ります。事案ごとにどれくらいの漁業者さんや周辺海域で活動されている方々が関

係を持ってくるのかというのは都度都度の判断が入ってくる場合があると認識しております。この認識は、今話にもあったようにそれぞれ違いますし、どれくらいの範囲で合意形成を作ったら良いかというのは、水産職員の中でも問題になっているところです。なかなかはっきりとは申し上げられませんが、そうは言っても、どういう人が該当するかのある程度のラインは引くことが出来ると思います。先ほど出てきた中では、やりたいと言われた方については、私個人の中では関係者だと思っておりますが、大変申し訳ありません、そのあたりも改めて整頓させていただければと思います。先ほど木村主査が提案しております今後の定数及び申請期間の公示について（案）は法改正以来、同じ取り扱いをさせていただいておりますので、そもそもの考え方に沿った形で今回のところはお判断をいただければと思います。

谷川委員　　お願いということで、ひとつよろしいでしょうか。以前も法令や規則やそれに基づく決め事の言葉の意味をはっきりさせて欲しいと申し上げていたのですが、これも改正漁業法に基づく条例、規則、要綱が出来ていれば一番良かったのですが、言葉の意味はこういうことかというのが、皆さんのような専門家ではない素人の私にも分かるようにしていただけたらと思います。用語の定義だけはきちりしていただきたいというお願いです。そういうものがないと可否の判断が出来かねるので棄権という形になってしまいます。

議　　長　　他にご意見はありませんか。よろしいでしょうか。

全委員　　はい。

議　　長　　それでは採決に移ります。第72号議案「漁業の許認可方針の改正並びに申請期間等の公示について」は原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

委　　員　　はい。

議　　長　　異議なしということですので、第72号議案は、原案のとおり承認します。

山田委員　　今の話で、関係者の合意という部分は再度、意見交換をさせていただくという形にさせていただきます。

議　　長　　そういうことですがよろしいでしょうか。

全委員　　はい。

福地次長　　それでは知事への答申の中で、原案のとおり承認するということの但し書きで関係者の合意については改めて議論の場を設けていただきたいという文言を付記して答申するという形よろしいでしょうか。

議　　長　　よろしいでしょうか。

松下委員　　関係者の合意における関係者の部分だと思います。

福地次長　　関係者の範囲について議論の場を設けると付記します。

議　　長　　そういうことよろしくお願ひします。

(2) 報告事項

【令和6年度の各連合海区漁業調整委員会の入漁協定等について】

議長 それでは報告事項に移ります。「令和6年度の各連合海区漁業調整委員会の入漁協定等について」、事務局から説明してください。

福地次長 （資料3により、令和6年度の各連合海区漁業調整委員会の入漁協定等について説明し、岡山との緩衝海域での備後地区のさわら流し刺し網漁業許可の操業期間について確認した）

議長 ただいまの説明について、委員の皆さまのご意見・ご質問があれば、お願いします。何かありませんか。

箱崎委員 緩衝海域で操業している双方が分かっていたら問題ないと思います。

福地次長 資料に落丁があったため、ここで休憩をいただき、資料の差し替えをさせていただきます。

議長 それでは10分間休憩に入ります。

【漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（令和4年分）について】

議長 それでは資料も整いましたので、会議を再開させていただきたいと思います。続きまして、「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（令和4年分）について」説明をお願いします。

木村主査 （資料4により、漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（令和4年分）について説明した）

議長 ただいまの県からの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

山田委員 次回からで良いので、第1種共同漁業権は魚種ごとに数字をあげていただけないでしょうか。まとめるとあまり意味はないと思います。

木村主査 かなりのページ数になりますが、よろしいでしょうか。

山田委員 かまいません。なまこやあわびは別個に扱わなければならないと思いますので。

木村主査 山田委員のおっしゃられるとおり、魚種ごとに把握することが大事かと思いますが、漁協からの資料も必ずしも分かれて記載しているわけでは無いので、そこも含めて改めて指導していきたいと思います。

山田委員 そうしないと、今回あわびの許可を出した意味がなくなってきました。

議長 そういうことでよろしいでしょうか。

松下委員 法律の建付けとすると、漁業法第91条の指導勧告に従わない場合は免許の取消しということになっているのでしょうか。

木村主査 そういった建付けになっています。

松下委員 罰則等はあるのでしょうか。指導勧告に従わない場合、科料になる等のペナルティのようなものです。免許の取消しだけでしょいか。

木村主査 指導勧告の不履行に関する直接的な罰則はありません。

松下委員 分かりました。

議長 他にはありませんか。

海野委員 細かいことになるのですが、区画漁業権で早田原さんや阿多田さんで垂下養殖の生産量が記載されていませんが、それは評価の対象にはならないのでしょうか。

木村主査 まさにそういった空欄のところについて、量が把握しきれていない、行使者数が把握しきれていないということでは、適切かつ有効に漁場が使われているという判断を県が出来ないので、十分な報告とは言えないという部分です。これについては一年で良し悪しの判断をする訳にはいかないなので、複数年様子を見ながら総合的に判断していきたいと思います。ただ、ずっと記載がないままの報告で良いのかというところという訳ではありませんので、それについては随時、是正を求め、徐々にちゃんとした報告にしていきたいと思います。

海野委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 他にはありませんか。

箱崎委員 課長に伺いたいのですが、宮島漁協のカワウ対策はどのようにしているのでしょうか。稚魚を放流しても食べられてしまいます。

川岡委員 私たちはカワウに食べられてしまうのでメバルの放流を止めました。

木村課長 よろしいでしょうか。カワウについては自然環境課という別の部署で管理計画を作成しており、県内を4つのブロックに分けて封じ込めるとしているのですが、相手も手強く、琵琶湖が大きな繁殖地となっており、そこで増えた個体が東西に飛んでいるという話も伺っており、国にも広域連携が必要と言っています。地元の方では、ドローンを使った追い払いやドライアイスでの繁殖抑制等を行っていますが、相手も手強いので、引き続き地道に取り組んでいきたいと思っています。

濱松委員 三原は農林水産課で、山はイノシシやシカ、海はウの対策をしており、私自身も年に3、4回鯨島へ駆除に行っています。

木村課長 市町ごとに計画を作らないと、野生の捕獲が出来ないようになっています。

箱崎委員 ここにいなくなっても他へ飛んでいってしまいます。

議長 他にはありませんか。

全委員 はい。

議長 ないようですので、これをもちまして、第493回広島海区漁業調整委員会を終了します。慎重審議をしていただきありがとうございました。

(15時06分閉会)